

貸 借 対 照 表

2022年2月28日現在

関東情報サービス株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	779,693	流動負債	230,815
現金及び預金	101,171	買掛金	94,953
売掛金	332,845	未払金	218
未収金	7,821	未払消費税等	10,636
商品	5,680	未払法人税等	21,147
仕掛品	21,602	未払費用	41,513
貯蔵品	441	預り金	6,548
前払費用	6,928	前受金	4,726
その他流動資産	303,201	賞与引当金	34,763
		役員賞与引当金	3,100
		リース債務	13,207
固定資産	315,518	固定負債	141,786
有形固定資産	235,399	退職給付引当金	84,480
建物	22,859	役員退職慰労引当金	17,780
構築物	914	リース債務	39,525
車両	0	負債の部計	372,602
備品	32,873	株主資本	721,043
土地	130,812	資本金	40,000
リース資産	47,939	利益剰余金	681,043
無形固定資産	10,451	利益準備金	10,000
電話加入権	472	その他利益剰余金	671,043
ソフトウェア	9,979	任意積立金	80,000
投資その他の資産	69,667	繰越利益剰余金	591,043
有価証券	3,505	(内当期純利益)	(57,395)
出資金	500	評価・換算差額等	1,565
その他投資等	22,026	その他有価証券評価差額金	1,565
繰延税金資産	43,635	純資産の部計	722,609
資産の部計	1,095,211	負債及び純資産の部計	1,095,211

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産減価償却累計額 298,412千円

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 ・・・ 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕 掛 品 ・・・ 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品 ・・・ 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ・・・ 定率法を採用しております。

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年 構築物 8年～15年 車両運搬具 5年

工具器具備品 8年～15年

無形固定資産 ・・・ 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 ・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ・・・ 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ・・・ 従業員の賞与の支出に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき実際支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 ・・・ 役員の賞与の支給に充てるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金 ・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 ・・・ 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. リース取引処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下の通りです。

(1) システム開発

ソフトウェアの受託開発に係る契約について、検収基準又は工事完成基準を適用しておりましたが、少額もしくはごく短期の契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

(2) 年間保守料

機器・ソフトウェアの年間保守料に係る収益の認識については、従来は、保守契約成立時に総額を認識していましたが、顧客は役務提供期間にわたりその便益を受け取ることになるため、期間の経過に伴い収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当会計期間において、営業収益は4,726千円、営業費用は3,531千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。